

令和 6 年

第 3 回市議会定例会 議案第 1 1 号

令和 5（2023）年度函館市公共下水道事業会計剰余金の
処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定
により、令和 5（2023）年度函館市公共下水道事業会計で生じた剰
余金を下記のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

函館市長 大 泉 潤

記

令和 5 (2023) 年度函館市公共下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	円 8,816,390,509	円 1,288,405,746	円 3,248,781,033
議会の議決による処分数額	1,211,198,157		△1,211,198,157
資本金への組入れ	1,211,198,157		△1,211,198,157
条例第 7 条による処分数額			
処分後残高	10,027,588,666	1,288,405,746	(繰越利益剰余金) 2,037,582,876

(注) 表中の「条例」は函館市公営企業の設置等に関する条例(昭和41年函館市条例第51号)
を指す。

(根拠規定)

地方公営企業法第32条第2項